

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	山末
日 時	平成30年4月10日(火曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 47 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	【健康福祉部】栗林部長、吉田子育て支援担当部長 [地域福祉課] 佐々木課長 [健康増進課] 野々村課長、中村健康づくり係長 [こども未来課] 森岡課長		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 行政報告

[理事者入室] 健康福祉部

(1) こども医療費に係る誤った受給者証の送付について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<健康福祉部子育て支援担当部長>

(概要説明)

<こども未来課長>

(資料に基づき説明)

～ 13 : 38

[質疑]

<菱田委員>

今回はこども未来課で起こったが、市民や関係機関から指摘を受け、市長が謝罪するということがいろいろな部署で頻繁に起こっている。今後、どのように改善していくのか。

<健康福祉部長>

委託業者、機械に頼り切るという体質が多々ある。サンプルの打ち出しや、納品されたものには複数の職員が目を通すなど、根本的に改めていく必要があると考える。

<馬場委員>

未回収のものは何件か。

<こども未来課長>

約500件の誤りがあり、4月6日に正しい受給者証と返信用封筒を再発送した。

本日付で45件の回収があり、約450件が残っている。未回収のものは時期を
おいて個別対応で回収に努めたい。

<馬場委員>

返送されたのは1割足らずであり、残りの9割は了解したのかどうかもわからない。
可能かどうかは別として、通常であれば訪問すべきではないか。

<こども未来課長>

当初は職員で回ることを検討していたが、いち早く届けることを優先した。受給者
世帯の8割以上は保育園に行っておられ、お勤めであれば夜間に回ることになるの
で、まずは速やかに受給者証を届けることに努めた。

<馬場委員>

保育園に協力を依頼して親に連絡したり、訪問ではなく電話でのやりとりもできる
のではないか。

<こども未来課長>

電話等での対応も検討した。医師会に意見を聞いたところ、統一的な対応により回
収に努めた方がよいのではないかという意見をいただき、このような対応となった。
保育園に協力いただく方法は考えていなかった。

<酒井委員>

新しい受給者証は届いており、誤った受給者証の回収についての連絡を取るという
話か。

<こども未来課長>

そうである。

<富谷副委員長>

委託される業者が同じであるため、前回と同じようにという注文の仕方をしたとい
うことか。

<こども未来課長>

オレンジ色の受給者証は小学校に入学される児童に発送するので、毎年同じように
発注をかけている。今回も同じものをというような発注の仕方を行った。我々も変
わるはずがないという思い込みによりチェックを怠った。

<富谷副委員長>

同じ内容であってもしっかりとチェックを願いたい。

<平本委員長>

内容こそ違えど同様のことが発生している。同じようなことが起きないようにして
ほしい。

～13:47

(2) (仮称) 路上喫煙の規制に関する条例(素案)について

<健康増進課長>

(資料に基づき説明)

～13:58

[質疑]

<小川委員>

受動喫煙プラス分煙という考え方を持っていただきたい。地方から来る人もいる。
隠れて喫煙する場合もあるため、バランスを考えてもらえればと思うがどうか。

<健康増進課長>

約20%の人が喫煙をされている。禁止区域を指定するが、亀岡駅前や馬堀駅前に指定喫煙場所を設けている。千代川駅や並河駅には指定喫煙箇所がないが、空きスペースで携帯灰皿等を持って喫煙される人もいるので、新たに設ける必要があるのかどうかを検討していきたい。

<馬場委員>

第4条では「～努めなければならない。」、第6条では「～してはならない。」というように強い言い方だが、「～努めるものとする。」というような弱い表現はないのか。

<健康増進課長>

本来は市内全域で路上喫煙を制限すべきと考えている。しかし、罰則規定等を設ける中では区域を限定しなければならないのですみ分けをしている。

<馬場委員>

禁止区域を拡大する考えはあるのか。

<健康増進課長>

現時点ではJR4駅及びトロッコ亀岡駅周辺を考えている。

<馬場委員>

亀岡駅の喫煙場所は人がたまって煙だらけになっており、そこを通るのが嫌だという声がある。改善策はあるのか。

<健康増進課長>

2月から3月にかけて通勤・通学時間帯に現地調査を行った。複数の人が喫煙していると風下にかかなりの煙が流れてしまう。JTに困いの施設等の補助施策がないか打診をしている。

<馬場委員>

ポイ捨てに対する規制が入っていないが、その辺りの考えは。

<健康増進課長>

ポイ捨てについては環境美化条例を施行している。環境美化条例での重点区域と路上喫煙禁止区域をなるべくオーバーラップさせようと考えている。

<富谷副委員長>

馬堀駅は観光客が多く、ボランティアの人が毎日ごみを拾っている。路上でたばこを吸う方が多い。外国人への過料の徴収も行うということで周知してもらえるのか。

<健康増進課長>

外国人にも禁止区域であることをわかりやすく明示することを第一に考えている。罰則も公平に適用すべきであると考えている。

<菱田委員>

第5条の関係で、禁止区域の指定があったが、旧町の鉾町区域を路上喫煙禁止区域に指定にするとすることを地元と検討する考えは。

<健康福祉部長>

まずはトロッコ亀岡駅とJR4駅で行いたい。その状況を見て、要望があれば拡大を考えたい。

<菱田委員>

第7条について、「市長は前条の規定に違反した者に対し～措置を講じるよう命じることができる。」とあるが、具体的にどのような措置を検討しているのか。

<健康増進課長>

吹田市の事例を参考にしているが、まずは注意喚起を行い、次の段階で指導・勧告

になる。それでも従わなければ過料徴収という段階を考えている。

<菱田委員>

対象は個人なのか、もしくはJ Tに問題を解消するような工夫を依頼することも含むのか。

<健康増進課長>

喫煙者個人に対するものである。国で進めている受動喫煙防止対策については、法人、管理者等が対象となり、そこですみ分けを考えている。

<小島委員>

先のことになると思うが、パトロール隊をトロッコ亀岡駅とJ R 4 駅に配置する考えなのか。

<健康増進課長>

過料徴収には専門員が必要になると考える。巡回や委嘱方法は今後検討したい。

[理事者退室]

～14:09

3 行政視察について

<平本委員長>

視察候補地一覧を配付している。事務局から資料について説明を。

<事務局主事>

上から5つ目の石巻市までは各委員からの意見を記載している。下の2つは事務局案である。

<平本委員長>

事務局案の選定理由は。

<事務局主事>

事務局案は岩手県奥州市と大分県大分市だが、議員提案によって条例が制定されているため選定した。

<平本委員長>

宮城県石巻市について補足はあるか。

<小川委員>

子どもの権利に関する条例の取り組みと子どもの居場所づくりの取り組み、被災後の子育てについての取り組み等を含めて視察できればと思う。

<平本委員長>

三鷹市についてはどうか。

<馬場委員>

資料のとおりにつぼん子育て応援団が1番に選んでいる。川崎市に優先的に視察する旨の合意ができていると思うので、それに関連して比較的近いところで考えた。しかし、石巻市や奥州市もよいテーマであると思う。

<平本委員長>

川崎市の補足はあるか。

<酒井委員>

川崎市は、制定後のフォローを具体的にしっかり取り組まれているという点で参考になるのではないかと思う。条例を制定することは簡単かもしれないが、実行性を確保することが大事なので、人口規模が違っていてもできることがあるのではない

かという観点から視察してもよいと思う。

<平本委員長>

世田谷区は私が提案している。平成13年に条例を制定し、平成25年に改正している。何らかの課題があったので改正されているのではないと思う。また、目黒区も私の提案だが、別紙の平成24年の内閣府の資料の中で規定内容の項目が全て丸になっているのでピックアップした。また、牧瀬先生の研究室を訪問してはどうかという話もあった。牧瀬先生の研究室の所在地は。

<事務局主事>

関東学院大学の湘南・小田原キャンパスに研究室がある。場所は横浜市になる。

<平本委員長>

牧瀬先生の研究室への訪問に異議がなければそれを主軸に肉付けしていきたいかどうか。

(異議なし)

<平本委員長>

それでは、関東方面から東北方面ということになると思うが意見はあるか。

<馬場委員>

牧瀬先生の都合があるので、川崎市をメインとして、議員提案である岩手県奥州市は、亀岡市と人口規模も似通っているため、視察してはどうか。

<平本委員長>

牧瀬先生の研究室への訪問、川崎市、奥州市という意見があったが、移動はどのようになるのか。

<事務局主事>

奥州市は東京駅から2時間半程度で到着する。例えば1～2日目を関東方面で視察し、2日目の視察を終えてから奥州市まで移動し、3日目に奥州市の視察を終えてから飛行機で帰ってくるという流れがスムーズと考える。

<平本委員長>

その場合は関東方面で何カ所視察できるのか。

<事務局主事>

1日目は移動に時間がかかるので視察ができるのは1カ所になる。同じ日に牧瀬先生と面談ができれば、翌日は2カ所視察することも可能である。

<齊藤委員>

牧瀬先生に表敬訪問をしなければならないのか。

<酒井委員>

表敬訪問ではなく、疑問点をまとめておいて、話を聞くという意味である。

<齊藤委員>

それをしなければならないのか。

<酒井委員>

メーリングリストがあまり機能していない。一度顔を合わせておけば話がしやすくなると思う。

<平本委員長>

あと1カ所を選定したいと思う。

<小川委員>

子どもの権利条例に関する有意義な視察になればと思う。議員提案の岩手県奥州市や石巻市がよいと思う。正副委員長に一任する。

<平本委員長>

1泊2日で2日目に東北方面に向かうのであれば、2日目は1カ所になるのか。

<事務局主事>

そうである。2泊3日であれば、関東方面で3カ所視察することができる。

<齊藤委員>

川崎市の視察後に牧瀬先生の研究室を訪問し、翌日の午前中に移動して、石巻市や奥州市を視察してもよいと思う。

<馬場委員>

1日目に川崎市を視察し、2日目に近辺で1、2カ所を視察し、3日目は東北方面ということであれば無理もないと思う。

<小島委員>

東北方面に先に行くことも考えられる。

<平本委員長>

ある程度方向性が決まったので、今後の調整は正副委員長に一任いただいてよいか。

<了>

<平本委員長>

日程を決定していきたい。視察を行うのは通常いつ頃か。

<事務局主事>

通常は5月中旬となる。総務文教常任委員会の行政視察は5月14日～16日、産業建設常任委員会は5月15日～17日の予定である。その翌週になると6月議会の準備等がある。

<馬場委員>

5月21～25日の週か他の常任委員会が視察を行う週よりも前が良いのではないか。

<齊藤委員>

前の週がよいと思う。

<平本委員長>

5月の第2週で調整できるか。

<事務局主事>

相手先の受け入れが可能であれば問題ない。

<平本委員長>

5月7日～11日で正副委員長に一任ということによいか。

<了>

～14:30

4 子どもの権利条例（仮称）について

<平本委員長>

子どもの権利条例の制定に向けた今後のスケジュールについて、月例常任委員会の開催回数等も含めて協議したい。事務局に聞きたいのだが、パブリックコメントも含めて行くと、タイムリミットはどのようになるか。

<事務局主事>

12月議会での上程という意見をいただいていたが、パブリックコメントには約1カ月の期間を要するため、10月頃には素案が完成している必要がある。また、6、9月は議会期間である。それを含めると、活動ができるのは4、5、7、8月になる。議員提案により条例を制定した奥州市や大分市では、2年ほどの歳月をかけて

協議している。そういった中で、12月までに条例を策定するというのであれば、少なくとも複数回の月例常任委員会の開催が必要になると思われる。

<平本委員長>

過去に月例常任委員会を2回開催する時には、1回は必ず出席し、もう1回は都合がつかなければ欠席しても致し方ないという話があった。今後の進め方について意見をいただきたい。

<小川委員>

今期中に制定しようと思うと、月2回ほどの開催が必要になると思う。視察後に進め方等を確認していけばよいと思う。

<平本委員長>

月2回の開催を前提として進めていけばどうかということだが、そのように進めてよいか。

<了>

<平本委員長>

他に意見があるか。

<酒井委員>

パブリックコメントの話があったが、パブリックコメントの方法は、素案に対するものではなく、別の方法も考えられるのではないか。例えば、内容が固まる前に子ども条例を制定することについての意見聴取を行ってものよいのではないか。また、視察に行く前に牧瀬先生から伺う話の内容を含めて、視察先で何を見るのかということを確認する必要があると思う。次に、牧瀬先生がメーリングリストで立法事実と条文の検討を分けて考えるということ言われていた。視察と並行して各自で立法事実について考えをまとめておく必要があると思う。それは視察前に行う勉強会の案件に追加していただくのがよいと思う。

<平本委員長>

市民の意見聴取にはさまざまな方法があると思う。パブリックコメントにこだわらずに進めていく。

<馬場委員>

酒井委員の意見はパネルディスカッションやワークショップ等を行い意見聴取をしていくということか。

<酒井委員>

パネルディスカッションのように場を設けて行うというよりも、パブリックコメントのように意見を求めるが、意見を求める対象を素案に対してではなく、議会が子どもの権利条例を制定しようと考えていることについての意見・要望を求める形にしてはどうかと考える。素案をつくる前に意見聴取を行うということである。

<馬場委員>

委員会で対象者を抽出し、アンケートで意見を聴取するという流れになるのか。

<酒井委員>

皆の意見を踏まえて決定すればよいと思う。

<平本委員長>

次回の月例常任委員会で協議したい。皆さんの意見を集約したいと思う。他に意見はないか。

(意見なし)

<平本委員長>

子どもの権利条例の制定に向けて取り組んでいることを議会運営委員会にも報告

しておきたいと考えている。進め方について事務局の提案は。

<事務局主事>

議会運営委員会への報告義務はないが、円滑に進めるために議会内部の調整を図ることも一つの方法だと思う。

<平本委員長>

報告義務はないが、議会の中でコンセンサスを図っておきたいと思う。議会運営委員会で報告することとしてよいか。

<齊藤委員>

特に異論はないが、全て諮っていくというのは委員会の独立性の観点から考えてどうなのか。報告義務もないという説明だった。独立性が担保されていないのではないか。

<平本委員長>

諮るのではなく、念のために報告をするということである。ご了承いただきたい。

5 その他

<平本委員長>

次回の月例常任委員会の日程を調整する。

(日程調整)

<平本委員長>

次回の委員会は5月2日、午前10時からとする。内容は、子どもの権利条例の制定に向けて、意見聴取の方法を協議したい。

<酒井委員>

次回の委員会では市民からの意見聴取の方法だけでなく、視察内容を具体的に出し合い、条例の立法事実について考えをまとめるということだと思う。それを各自で準備して次回の委員会に持ち寄るということでよいか。

<齊藤委員>

次回の委員会までに視察先は決まっているのか。

<平本委員長>

決まっている。十分検討いただき、次回の委員会で意見をいただきたい。

散会 ～14:47